

## 資料請求

### 1 複数回難民申請

(1) 今日までに、3回目以上の複数回難民認定申請に対して難民認定を受けた者がいるか。いる場合、受けた年別の人数。

(2) 今日までに、3回目以上の複数回難民認定申請に対し、出身国の事情を理由とする人道配慮措置を受けた者がいるか。いる場合、受けた年別の人数。

(3) 2021年に難民認定を受けた者のうち、難民認定を受ける前に「送還忌避者」であった者がいるか。いる場合、その人数。

(4) 2021年に出身国の事情を理由とする人道配慮措置を受けた者のうち、同措置を受ける前に「送還忌避者」であった者がいるか。いる場合、その人数。

### 2 送還忌避者

(1) 在留ウクライナ人、在留アフガニスタン人で、退去強制令書の発付を受けている者はいるか。いる場合、その人数(直近の統計)。

(2) (1)項の人たちに、入管庁が同庁のいう「送還忌避者」に含めて計算している者が含まれるか。含まれる場合、その人数。

### 3 ウクライナ難民

(1) 「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第1条A(2)に規定する理由であること以外の要件を満たすもの」という、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」(令和3年2月19日国会提出)による改正後の入管法第2条第3号の2の定義による「補完的保護対象者」の要件に照らし、現在日本にいるウクライナ避難民のうち何人程度が保護対象となるか、推計を行っているか。行っているならその結果を明らかにされたい。

(2) 政府が、前項の「補完的保護対象者」の要件に照らし、現在日本にいるウクライナ避難民のうちで、同要件に該当するという具体的判断をした事案があるか。あるならその件数を明らかにされたい。

(3) 現在日本にいるウクライナ避難民について、入管庁は「ウクライナにおける

情勢が改善されていないと認められる間は同様に対応します。」「アフガニスタンにおける情勢が改善されていないと認められる間は同様に対応します。」と述べているが、情勢が改善されたと認められる場合の扱いについて定めた規定・通達があれば明らかにされたい。

#### 4 違法な送還

名古屋高等裁判所令和3年1月13日判決で、入管が、難民の認定をしない処分に対する異議申立の棄却決定の告知日を調整し、難民異議申立者を収容した上で、同日に異議棄却決定を通知し、外部との連絡を取らせず、翌日に送還執行を行ったという一連の行為が、裁判を受ける機会を実質的に奪うもので違法とされ、国は同判決に対して上告・上告受理申立をせず、同判決は確定した。さらに、東京高等裁判所令和3年9月22日判決も、同種事案について、憲法32条の裁判を受ける権利の侵害及び同31条の適正手続の保障並びにこれと結びついた同13条に違反すると判断した。

- (1) 上記二つの事件で、判決のいう「一連の行為」の稟議、決裁に関与した者の当時の官職名を明らかにされたい。
- (2) 上記一連の行為と同様に、入管が、難民の認定をしない処分に対する異議申立ないし審査請求の棄却決定の告知日を調整し、難民異議申立者ないし難民審査請求人に、異議申立ないし審査請求の棄却決定を通知し、同日ないし翌日に送還執行を行うという一連の行為が、上記2件の他にも、東京出入国在留管理局、東日本入国管理センターなどでも行われており、また東京出入国在留管理局難民審判部門と東日本センター創刊部門の連携による令もある。それなので、このような一連の行為は、入管庁としての方針に基づくものと認められる。このような扱いの根拠となる通達を明らかにされたい。また同通達の稟議、決裁に関与した者の当時の官職名を明らかにされたい。